

議案第 65 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 3 月 17 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 249 号を第 250 号とし、第 229 号から第 248 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 228 号ア中「第 226 号ア(ア)及び(イ)」を「第 227 号ア(ア)及び(イ)」に改め、同号イ中「第 169 号」を「第 170 号」に改め、同号を同条第 229 号とし、同条第 227 号中「第 229 号」を「第 230 号」に改め、同号ア中「第 225 号ア(ア)から(カ)まで」を「第 226 号ア(ア)から(カ)まで」に改め、同号イ中「第 225 号イ(ア)から(カ)まで」を「第 226 号イ(ア)から(カ)まで」に改め、同号を同条第 228 号とし、同条第 226 号ア(ア)中「第 169 号」を「第 170 号」に、「第 174 号」を「第 175 号」に改め、同号イ中「第 169 号」を「第 170 号」に、「第 174 号」を「第 175 号」に、「第 228 号イ」を「第 229 号イ」に改め、同号を同条第 227 号とし、同条第 225 号ア中「第 227 号ア」を「第 228 号ア」に改め、同号を同条第 226 号とし、同条中第 224 号を第 225 号とし、第 177 号から第 223 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 176 号中「第 169 号」を「第 170 号」

に、「第170号」を「第171号」に、「第174号」を「第175号」に改め、同号を同条第177号とし、同条中第175号を第176号とし、第118号から第174号までを1号ずつ繰り下げ、同条第117号中「第82号から第115号まで」を「第83号から第116号まで」に改め、同号を同条第118号とし、同条第116号中「第82号」を「第83号」に改め、同号を同条第117号とし、同条中第115号を第116号とし、第68号から第114号までを1号ずつ繰り下げ、第67号の次に次の1号を加える。

(68) 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査

1件につき 220,000円

第5条中「第2条第247号」を「第2条第248号」に改める。

第8条ただし書中「第2条第170号、第226号ア、第228号ア及び第231号」を「第2条第171号、第227号ア、第229号ア及び第232号」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

土壤汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。